

平成 21 年第 3 回定例会

富良野市議会会議録（第 4 号）

平成 21 年 9 月 18 日（金曜日）

平成 21 年第 3 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 21 年 9 月 18 日（金曜日）午前 10 時 01 分開議

◎議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 議案第 1 号 平成 21 年度富良野市一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 21 年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 21 年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 21 年度富良野市ワイン事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 5 議案第 5 号 政治倫理の確立のための富良野市長の資産等の公開に関する条例の一部改正
について
- 日程第 6 議案第 6 号 富良野市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 号 富良野市屋内水泳プール条例の廃止について
- 議案第 8 号 富良野市スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 9 号 富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 10 号 富良野市学童保育センター設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 11 号 富良野市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 12 号 富良野市公共下水道に関する条例の一部改正について
- 議案第 13 号 富良野市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 14 号 富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 16 号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について
- 日程第 13 意見案第 1 号 道路の整備に関する意見書
- 日程第 14 意見案第 2 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を
求める意見書
- 日程第 15 閉会中の所管事務調査について
閉会中の都市事例調査について

◎出席議員（18 名）

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐 々 木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	宍 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君
	13 番	東 海 林 孝 司 君		14 番	岡 野 孝 則 君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市	長	能登芳昭君	副	市	長	石井隆君
総務部長		細川一美君	保健福祉部長			高野知一君
経済部長		石田博君	建設水道部長			岩鼻勉君
看護専門学校長		登尾公子君	保健福祉部参事監			中田芳治君
総務課長		若杉勝博君	財政課長			清水康博君
企画振興課長		鎌田忠男君	教育委員会委員長			児島応龍君
教育委員会教育長		宇佐見正光君	教育委員会教育部長			伊藤和朗君
農業委員会会長		東谷正君	農業委員会事務局長			山内孝夫君
監査委員		松浦惺君	監査委員事務局長			鈴木茂喜君
公平委員会委員長		島強君	公平委員会事務局長			鈴木茂喜君
選挙管理委員会委員長		藤田稔君	選挙管理委員会事務局長			古東英彦君

◎事務局出席職員

事務局	長	藤原良一君	書		記	日向稔君	
書		記	大津論君	書		記	澤田圭一君

午前10時01分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

○議長（北猛俊君） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（北猛俊君） 本日の会議録署名議員には、
横山久仁雄君
穴戸義美君
を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（北猛俊君） 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長（藤原良一君） 〔登壇〕

議長の諸般の報告を朗読いたします。

議会側からの追加議案、意見案2件、事務調査及び都市事例調査の申し出につきましては、本日御配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

○議長（北猛俊君） 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

副委員長今利一君。

○議会運営副委員長（今利一君） 〔登壇〕

議会運営委員会より、9月15日本会議終了後委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしましたので、その結果を御報告申し上げたいと思います。

追加議案は、議会側提出案件が6件で、内容は意見案2件及び閉会中の事務調査1件、都市事例調査3件がございます。

いずれも、本日の日程の中で御審議を願うことになっております。

以上申し上げます、議会運営委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会で報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決定いたしました。

日程第1

議案第1号 平成21年度富良野市一般会計補正予算（第8号）

○議長（北猛俊君） 日程第1、議案第1号、平成21年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は、予算第1条の歳出より行います。

事項別明細書20ページをお開きください。

2款総務費、3款民生費、6款農林業費まで。

20ページより23ページまでを行います。

質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） 23ページ、子育て応援特別手当支給事業ですけれども、少子化に向かっていく中でこうした子育て応援ということで、非常に大事な施策だと思います。

ただ、残念なのは今年限りということを知っております。

今後に向けてというか、市民に対する不公平感というものがあるのではないかと感じています。

何日か生まれたのが違うとか、何か月というほとんど同じような状況にあるにもかかわらず、もらえる人ももらえない方、残念ながら、今回2度目、2度もらう方もいらっしゃいますけれども、残念ながらもらえない方もいるという、そういう不公平感があるわけですが、考え方と今後、国には要請されていくでしょうけれども、されなかった場合、市としても、そういう応援に対する手だてが、このような施策が必要だと思いますけど、考え方をお伺いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

○保健福祉部長（高野知一君） 23ページ、100番、子育て応援特別手当の支給関係について、支給内容で公平感の関係で御質問があったところですが、今回の子育て応援特別手当、20年度版ということと、それから今回は21年度版という言い方をしています。

昨年も含めては、20年度版につきましては、2月1日現在の基準日を限定をいたしまして、経済危機対策の一環として実は行われた経過がございます。

昨年の場合も、3歳、4歳、5歳ということと、第2子以後を対象にしたと、こういうことで行なわれたところですが、今現在富良野市も、第20年度版については、事務事業そのまま進めまして、100%すでに済んでいるという状況でございます。

その後、国の動向としてですね、経済危機対策、ほか

の対策にたくさんやられておりますが、その一環として、この子育て支援対策も平成 21 年度も同一ということでの決定をしたということで、状況からいきますと今年度限りという状況になっていますから、今現在のところ来年度以降はないのかなと、このように私たちも思っている次第であります。

内容的には、3 歳、4 歳、5 歳ということともう一つは、第 1 子という規定がはずれましたので、そういう意味からいけばですね、前回、私が当たったとか、当らないとか、一日違いで当らなかったとか、こういういろんな課題があったと思うんですが、状況的には 3 歳、4 歳、5 歳ということで、内容的にいけば、乳幼児期の負担の軽減を図ると、こういうことで、最終的な支払になっていくのかなと、このように思います。

改めて今回の国の動向からいきますと、新しい手当がですね、創設されるという状況ですから、こういったことも含めて整理はされて来るのかなと思っている次第です。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので次に移ります。

7 款商工費、8 款土木費、10 款教育費まで。

24 ページより 29 ページまでを行います。

質疑ございませんか。

9 番 宍戸義美君。

○9 番（宍戸義美君） 25 ページの 156 番。

これは今年度第 2 回目のことかと思いますが、第 1 回目のときにも御質問させていただきましたが、これは、この金額で打ち止めになるんだというふうに理解をいたしてございますが、1 回目のときにもお尋ねをいたしましたけれども、市民の方々が希望があればこの金額に上積みをするのかというようなことで、お尋ねをいたしておりましたけれども、1 回目の内容を見て聞いてまいりますと、1 件の家で何回かこれに該当させたという方もいらっしゃるし、行って見たらもうなくなつたんだという方もいらっしゃいます。

今回はどのような扱い方をなされているのかお尋ねをいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 25 ページ、7 款、156 番。

地域振興消費拡大推進事業、1,000 万についての御質問かと思っております。

多少、前回もしてございますので、多少経過も含めて御

説明させていただきたいとでございますが、まず、現在の景気動向を見ますときに、ご案内のように 100 年に 1 度の世界的不況ということで、一部回復傾向が見られるものの、依然厳しい状況であるという認識に国もなっているところでございます。

その一つといたしまして、内閣府の公表してございます経済動向から見ましても、大変、景気はまだまだ厳しい状況にあると。

若干一部では持ち直しもあるけれど、雇用情勢は特にですね急速に悪化している。

完全失業率も 5.4%に達したということでございます。

また、札幌の日銀の支店が 7 月に発表しました、道内景気動向におきましても、公共事業は若干持ち直しはあるものの、個人消費、所得環境は大変厳しい状況があると。

それを受けまして本市の状況でございますが、本市の状況につきましても、景気対策等々打ってございますが、公共事業の発注増や雇用対策、または、市内の消費拡大等々で、若干の持ち直しもあるもの、また観光入込みがおかげ様で他の施設に比べて、地域に比べて多少良いということもございまして、一部には持ち直しの状況もありますがしかし、設備投資や特に個人消費については依然厳しい状況にあるということでございます。

例えば具体的には、制度融資の状況を見ましても、平成 20 年度昨年につきましては、15 件 1 億 5,000 万円が、今年 4 月 8 月からの同時期でいきますと、35 件の 4 億 8,000 万。

またはセーフティネットで、市町村認定の数につきましても、同じく 4 月から 8 月までは昨年は 8 件でございましたが、今年は 33 件、そして、有効求人倍率で見ましても、相当悪化してございまして、7 月で見させていただけますと、20 年度は 0.95 で本年 21 年度は 0.42 ということで半減近くになっているというようないくつかの景気の動向がございまして。

それから、いま議員御指摘のように、前回定額給付金の支給に伴うプレミアムつき商品券の発行ということで、21 年、本年の 4 月に実施させていただきまして、それらの状況についてでございますが、ご案内のようにこれにつきましても、取扱店の店舗数が 275 店舗から 298 店舗に増えた。増やしていただいた。

特にその中でも、大型店舗ということで、生協さん、ラルズさん、札幌ドラッグストアさん、ホームックさん、これらの大型店舗も参加していきたいということで、4 月の 19 日から 22 日までの取引期間、取換期間ということで約 3 日半で予定の数量の 1 億円が完売になったと。

そして、それぞれ、商品交換の時点で、福引き抽せん会等々も実施をさせていただいたという状況になってございます。

なお、各商店街でも、それらに対するサービスの実施をそれぞれ行わせていただいたと。

それで、現在のところの市内の商品券の換金状況でございますけれども、一つは、プレミアつき商品券という事で、4月から7月までの3カ月間、これらの商品券の取換えにつきましては、8,827万4,000円。

ということで、1億1,000万に對しまして、約80%の換金が終わっていただいていると。

また、プレミアがつかない一般商品券という商品券につきましては、4月から7月まで、1,536万4,000円ということで、対前年比約55%の増ということで、この一般商品券につきましてもプレミア商品券に相乗効果があったということで認識しているところです。

したがって、4月から7月までの4カ月間で、これらの市内で使われました商品券は、約1億300万ということで、相当な経済効果になったというふうに私どもは認識しているところでございます。

また、その時点で、アンケートということで、アンケートも小売店及び消費者からもアンケートもとらせて頂きまして、その中でも特にですねこれら市内商店の利用や売り上げに大きく寄与したと。

そして、地域経済に大きく効果があったというふうに認識しているという声や、また、商品券の購入を通じましてですね、市民の方が、地域社会への参加や貢献することへの認識が高まったという御意見もいただいているところでございます。

それらを受けまして、市といたしまして、一つとしまして、10%のプレミアムは市民にとって大きな生活支援になったと。

また、短期間で完売、または消費拡大で非常に大きな効果があった。

さらに、商品券の認知度の向上と市内消費意識の向上に及び雇用の確保に十分寄与したと。

したがって、市民の生活の支援と、経済の活性化に大きく効果があったというふうに認識しているところでございます。

それを受けまして、今回私ども、年末のプレミアつき商品券に對しまして、一つは、年末に向けての、市民の生活支援としての10%プレミアをつけていきたい。

また、二つ目といたしまして、年末のセールス時期ということで、例年市外へですね消費が非常に大きく増える時期でございますので、この時期、市外消費から市内消費への一層の推進を図ってまいりたい。

またさらに、地域の経済の活性化と雇用の確保、またさらに、個人消費の拡大の支援を図ってまいりたいということで、今回、計上させていただいたところでございます。

いま御質問の希望があればですね、上積みをするとい

うことで今回2回目ということになった訳ですが、これにつきましては、今回も前回と同様に、内容につきましてはほとんど同様でございます、商品券の発行額は1億1,000万。

うち、プレミア分が1,000万円、売上げ分が1億円。発行額につきましては、1組が1万円。販売組数につきましては1万組。販売期間につきましては、12月上旬から末まで。売り切れた時点では終了ということになるかと思いますが、販売場所につきましては、商工会議所、山部商工会、等でございます。

なお、これにつきましても前回事業、限度額といたしましてお一人様5万円ということで、対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番 穴戸義美君。

○9番（穴戸義美君） 景気対策の関係についてはいま説明があつての内容で、本当によかったというふうな内容で理解をいたしてございます。

ただ問題なのは、私の方で考えております内容は、偏った方々に還元される場合が非常に多いというか、あるんじゃないかと、実際、苦情が私の家にもありましたし、議員が18名いらっしゃるから、18名の誰に行っているかどうかわかりませんが、私が行ったときには還元が終わってなくなると、後で聞いてみたら、どこそこの人は3回というか、あるいは5回、そういったことについては、市の方で何とかその統一した考え方をとれなかったのか、というふうな御意見を頂戴をいたしてございます。

でありますから、1回目のことと同じようなことでございますと、また、そういった不公平が出てまいります。

財源を見てまいりますと、一般財源でありますから、これは当然皆さんから頂戴いたした税金が加味されるわけでありますから、やはり、行政というか私どもも議会といたしましても公平な配分がなされるように議決をしなければいけないというふうなことでありますから、これらについて今回は、1件について1回だから、町内会長あるいは区会長を通じて、還元する券を渡して還元してもらうとか、内容については結構なことだから、是非やっていただきたいと思っておりますけれども、その公平さの手順について一考を要するというふうに思っております。御答弁を頂きたいと思っております。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 再質問にお答えさせていただきます。

いま御質問のように、偏った還元になっていると。

それを何とか公平にならないかというふうな御質問

の趣旨かと思えます。

ご案内のように、前回させていただきましたときにも1万組ということで、1人、お1人様1回につき、5万円が限度ということで、いわゆる5組ということになるろうかと思えます。

これにつきましても、私どもも現地に初回の時に行きまして、初めはですね、確かに300人、400人並んで頂きました。

しかしですね、それも大体昼ぐらいには行列も大体終わりまして、あとですね、行った場合には大体そこで買える実態であったというのが一つでございます。

二つ目は、そういうということで、山部の商工会それから、富良野商工会議所ともお互いに連絡をとりあいましてですね、そして、売って行って最終的には3日半ぐらいですわ完売をされたということでございます。

確かに、10日目、20日目に行った場合はですね、3日半で完売した訳でございますので、その時点では確かになかったということは事実かと思えますけど、いま議員御指摘のようにその中でですね、どうしても買おうと思ったけど、早急に行ったけれど、その辺が買えなかったというような事態は、私共も余り承知してございません。

それから、最後でございますけど、いまお話のように町内会長等々を通じてやるということの御提案でございますが、これにつきましても相当ですわ事務の煩雑さ、それから、相当のお手数もですね、町内会長さん等々にもおかけになるということでございますとですね、それにつきましてはまた前回の反省も踏まえながら対応してまいりたいと思えますが、前回と同様なですわ形ですわやまして頂きたいというふうにいま思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番 穴戸義美君。

○09番（穴戸義美君） これは、行政の方で社会の不況を感じながらここに計上されたのか、あるいはどこからか要請があつて計上されたのか。

要請があつて計上したんだというふうに思いますが、今の答弁からいくと、初めてやる内容ではないから、1回目に見合った内容について、結果的には不公平が生じたということは事実であると思えます。

そういった事について、いま、答弁は変わった答弁は出ないと思えますけども、そういった内容があるということでまだこれを発行するまでには、今日議決されるかどうかわかりませんが、議決されたとしても期間が相当ありますから、その間にこれは公平な取り扱いができるようなことを一考を要するんだというようなことを申し添えて質問を終わります。

○議長（北猛俊君） 答弁はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

7番 横山久仁雄君。

○07番（横山久仁雄君） 同じく、地域振興消費拡大推進事業についてお伺いをしますけども、先ほど部長の答弁では、生活支援ということも含めてという話でした。

事前にもらった説明資料によりますと、地域の消費の拡大を促して、富良野市内の経済の活性化を図ることになってるんですが、生活支援ということだとすれば、一つにはですね、この商品券を買うのは必ずしも富良野市民だけではないですわね。

例えば中富の町民が来て買うこと、可能なんですよ。このことはどういうふう整理をされるのか。これ、南富良野が来て、買うこと可能ですわね。今のままでやれば。

生活支援ということから言うとな、その辺はどういうふう整理をされるのかというのが、ちょっと不思議な気がいたします。

ただ僕は、経済の活性化という意味でいえば、中富とか上富だとか、そういった方々が富良野で買ってもら。商品券でね。買ってもらという意味では理解できますけども、生活支援も含めてという話になってくるとちょっと、違うのかなという気がいたしますが、その辺についても御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長 石田博君。

○経済部長（石田博君） 同じく、地域振興消費拡大推進事業の補助金の1,000万の関係かと思えます。

今、御質問は、生活支援ということであれば、富良野市以外の方も買えるのではなからうかという御質問かと思えます。

確かにシステムとしてはですね、システムとしては、商品券をお金を持って行って、その場で身分証明書ですとかそういうものは出さない訳ですから、それは、確かにどなたが、例えば東京の人が買いに来られる、鹿児島の人でも買いに来られることも可能かと思えます。

それにつきましては、もちろん、証明書ですとか、住民票ですとかそういうものを提示しないで、現金との引き換えになってございます。

他の市町村のですね、私どもが承知しているところの交換等々におきましても、札幌、旭川等々また、全国におきましてもですね、4月段階で相当の取りかえがあつたかと思うんですけど、それにつきましてもですね、大体、その証明書まで出してやっていると、余り私ども聞いたこともございませんが、確かに、中富良野の方が来て買うことも、可能ではございます。

しかし、それとともにですね、それを、例えば買っていただきまして、富良野の市内のお店屋さんで交換して

いただく、換金していただくというのが、これがですね、最終的には、地域の活性化、経済圏の活性化、そして最終的には、増収等々に伴いましてですね、経済圏の活性化になればですね、これはやはり一つの、市の事業として、大きな事業効果があるのではなからうかというふうに考えているところでございます。

○議長（北猛俊君） 7番横山久仁雄君。

○7番（横山久仁雄君） 苦しい答弁ありがとうございます。

ですけれども、僕が言いたいのは、先ほど言った生活支援ということだとすれば、他の町村の住民の生活支援も視野に入れて、富良野市が1,000万のプレミアムをつけた商品券の発行について、1,000万の補てんをするという理解でいいんですかということをお願いいたしますよ。

ですから、当初の目的は、地域の経済の活性化あるいは、地域経済の地域の中でサイクルしていくという、そういうことが目的だったというふうに思うんです。

ですから、地元で買い物をしてもらって、ということだったと思うんです。

ですけれども、生活支援ということになってくるとね、ちょっと話が違ってくるかなというふうに思います。

先ほど雇用の確保も貢献をしたというふうに言われてますけれども、具体的にですねどんな雇用が進んだのか。

というのはね、本当にこれが、経済の活性化に繋がったんだろうかっていうことが、どういうふうに検証されたのかなというふうに思うんです。

その辺のところですね、あれこれ羅列をされましたけれども、具体的な数字としてはね、どうも、理解できない部分がありますので、一つ一つのこと、雇用の確保に貢献をしたというのは、具体的にどんなふうにご貢献をされているのかなというのがあります。

それから、もう一つは、この商品券で、地域経済の活性化ということですが、だとすればですね、そのことは無意味だというつもりはないですよ。

ただ大型店に、その商品券がね、偏重していなかったのかなという心配があるんです。

経済の活性化、地域全体の活性化を図っていくんだということだとすれば、むしろ小売店の方々が、そういう意味では、これをきちんと、利用できていかないと、小売店の力がついていかないのかなというふうに思いますが、その辺のところを御説明をいただきたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長石田博君。

○経済部長（石田博君） 3点、御質問いただいたかと思えます。

まず1点目の地域の活性化ということでございます。これにつきましてはですね、やはり、とにかく商品が回る。

お金が回るということがですね、この経済圏の中で、これらのものは、とにかく回さないことにはですね、活性化にならない訳です。

これは、農業の農産物でも何でもそうでしょうが、とにかく回るということがまず第一かというふうに思っておりますので、先ほど私も申しましたように、この4カ月の中で、1億300万円がこの地域で回った訳でございます。

これが、やはり大きな意味でも小さい意味でも含めてですね、地域の活性化になったのではなからうかというふうに思うのが、第1点でございます。

それから、2点目の雇用の確保は、実際に具体的にはどういうことなのか。

どういうことで表れたのかということでございますけど、これはですね、議員御承知のように、大変どこの市町村でもシャッターが降りて、倒産になって、小売店等々さんも、相当大変ですね、商工会議所、商工会も含めて相当厳しい状況でやられているわけです。

この中で、これらの1億300万円が、3ヶ月、4ヶ月回ったことによってですね、いま、扉を閉めよう、シャッターを閉めようという商店の方が、1日でもまた半年でも1年でも延びると、そして、そこに働いてる方の雇用が確保ができたというようなことがですね、実際にあると思うんです。あるわけですよ。

これらについてですね、具体的に確かに、このことによって何名が、どこの商店で何名が雇用されたという数字はございませんけど、私ども少なくともお聞きしているのは、これによって、3ヶ月、4ヶ月によって非常に経済の循環がなると。

これはやはり、雇用に大きく繋がっている。職員を切らなくてよかったというようなお話も承っておりますので、そういう意味ではですね、長い目で見ていただいてですね、雇用の確保ということになったというふうに私どもは認識しているところでございます。

それと、3点目の大型店へ偏ったのではなからうかというところでございますが、これ自体が始めましたときにですね、少しでもですね、いわゆる市民の方から見た場合には、商店がたくさん増えることが非常にいいことだと。使う機会が増えるわけですから。

ということで、少しでも取扱店を増やすべきでないか、という御意見もいただきましたので、当然、商工会議所さん等々といまして、少しでも増やそうということで、増やしていただきました。

そして、その中で先ほど申し上げましたように、4店舗の大型店ですね、参加していただいてそしてこの事業にのっていただいた。

確かに、大型店が入ってきますとですね、小売店に行く分が大型店に行くところもあろうかと思えます。

が、それは市民にとってはですね、この利用券を使える場所がお店が増えるということで、市民にとってはサービスの向上に繋がったというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

7 番横山久仁雄君。

○7 番（横山久仁雄君） どうも、経済の活性化というその何か、お題目というかですね、本当に経済の活性化したのかなというのが、疑問に思うんですが。

ただもう一つですね、商店のシャッターが降りるのが、降りるのがというと語弊がありますが、いま、経済が大変な時期ですね、経済でシャッターが降りることが懸念をされるような時代であることは確かですが、その時にですね、個店が自立をしていけるような施策をとることの方が、むしろ、誰でも買って、その消費を刺激するというのは、気持ちはわかりますけども、むしろ、そういう意味では、小売店の人たちが一番苦しんでいるんだと思うんです。いま。大変なのは。

この小売店の人たちが営業を継続をしていくということに対する我々の視点がなければならぬんじゃないのかなというふうに思うんです。

そのときに、個店の事実が果たしてこれで促されていくんだろうか。経済の活性化をしてですね。

その辺のことについては、どういうふうに理解すればよろしいんですか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 横山議員の再々質問にお答え申し上げたいと存じますが、今の御質問に対して、私の方からお答えをさせていただきたいと存じます。

一つは、企業を育てる部門と、それから、それぞれ消費者を対象とした消費拡大ということは、私は別問題だというふうに理解しております。

いま、御質問あった、中小零細企業というのは富良野もたくさんございます。

その支援方策というのは、金融部門での支援。それから、雇用関係における、雇用における賃金等の支援。

これらがですね、合体となってやるのが、私は零細企業の救う一つの手段だというふうに理解をして、今までそういう方法でやってきたわけでございますから、これはいま、経済対策の一環として、消費拡大をする地域にそういう、経済を含めたですね、回る状況づくりをしていって呼び水にしていくと、こういう購買力を高めていくという呼び水の一環であるというふうに理解をしていただきたいと、そうでないですね、いま、横山議員の御指摘のようにやりますと、合体してしますと何がどうなるんだと、そういう形に私は、なるんでないかとい

う感じがいたしますので、その点ですね、分けけた考え方で進めていくというのが、私たちの考え方でございますので、その点、御理解を賜りたい。

このように思うところであります。

○議長（北猛俊君） そのほか、質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、歳入及び第2条地方債補正を行います。

6 ページ、7 ページ及び12 ページから19 ページまでを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第1号の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第2号 平成21年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北猛俊君） 日程第2、議案第2号平成21年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第3号 平成21年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北猛俊君） 日程第3、議案第3号平成21年度富良野市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑は本件全体について行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第4号 平成21年度富良野市ワイン事業
会計補正予算(第1号)

○議長(北猛俊君) 日程第4、議案第4号平成21年度
富良野市ワイン事業会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第5号 政治倫理の確立のための富良野
市長の資産等の公開に関する条例の一部改正
について

○議長(北猛俊君) 日程第5、議案第5号政治倫理の
確立のための富良野市長の資産等の公開に関する条例の
一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第6号 富良野市特別職報酬等審議会条
例の一部改正について

○議長(北猛俊君) 日程第6、議案第6号富良野市特
別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といた
します。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第7号 富良野市屋内水泳プール条例の
廃止について
議案第8号 富良野市スポーツセンター条例
の一部改正について

○議長(北猛俊君) 日程第7、議案第7号富良野市屋
内水泳プール条例の廃止について及び関連する議案第8
号、富良野市スポーツセンター条例の一部改正について、
以上、2件を一括議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番 広瀬寛人君。

○3番(広瀬寛人君) 第8号の方の部分について、お
伺いをいたします。

このたびの提案の中で、いわゆる旧から新のアリーナ
の名称をといるところですが、旧使用区分の中で、柔剣
道室、と言う名称がございまして、新しい改正案につき
ましては、サブアリーナということで、名称が変更にな
っております。

税金を投入して使用されるものですから、多くの方々
が利用できるということでの、多目的化ということにつ
いては、私も理解をするところでございますが、特に、
日本の伝統的なスポーツと言いますか、武道と呼ばれる
柔道ですとか剣道ですとか、言わゆる道のつくものに関

しましては、こういったスポーツを愛好される方には、その道場ですとか、そういった名称についての思い入れも強いということを、私は認識をしております。

ですので、この改正に当たって、そういったところについての意見徴収も含めて、丁寧な、何と申しますか、リサーチができて、この提案になっているのかどうか、そのあたりについてお伺いをいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長（伊藤和朗君） それでは、御質問にお答えをいたします。

今回のスポーツセンター条例の一部改正に伴いまして、今般、生活対策臨時交付金を活用してですね、このスポーツセンター改修事業、また、及びこの旧屋内水泳プールの改修事業を実施しております。

その中で、施設用途を一部変更するというところで、今回の提出ということですが、御質問の柔剣道室の名称がですね、なくなったと。

それぞれの意見を聞いたのかということですが、柔剣道室は従来はですね、いわゆる旧スポーツセンターの、あ、旧ではなくて現在のスポーツセンターの二階においておりました。

それは今般の改修に伴いまして、そこは卓球室という変更でございます。

柔剣道室につきましては、新しい、これから改修を行います、旧屋内水泳プールの方へですね、いわゆる多目的アリーナ、サブアリーナという形でもって名称はしている訳でございますけれども、主体的には、柔道、剣道、空手、これらをですね、主体的にこのサブアリーナで実施をしていただくということになるわけですが、あわせまして、他のスポーツの事業もですね、事業と申しますか、多目的に利用できるという形でもって、柔道、剣道、柔剣道室という名称ではなくですね、サブアリーナという、名称に実はさせていただいてるということでございまして、これらの改修に際しまして、市民との意見交換会等も、開きながらですね、御意見をいただきながら、このような形にですね、サブアリーナの方へ、サブアリーナとさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北猛俊君） 補足答弁願います。

教育長宇佐見正光君。

○教育委員会教育長（宇佐見正光君） 追加してお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、この意見聴取の関係でございますけれども、ことしの2月ですね、それぞれ市民との意見交換させていただきました。

その後ですね、体育協会を中心にしながら、そして、柔剣道関係やってるそれぞれのクラブ、少年団ありますので、そこでもですね、意見聴取をさせていただいて、

十分話し合いをさせていただいた中で、今回御提案をさせていただくとでございますので、ひとつこの件についてご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） 一つは、利用料金についてお伺いいたします。

条例が改正になって変わったわけではないんですけども、個人利用の場合、小学生、まあ一般からく比べると半額の料金ですけども、料金を徴収することになっております。

スポーツの振興だとか、青少年の育成だとかという、健全育成だとかということを考えれば、無料で使うべきではないのかなというふうに一点、思います。

専用利用では一般と料金が1時間当たり同じ金額となっておりますけれども、少なくとも小中学生、できれば高校生もということになりますけれども、やはりあの低料金、できるのであれば無料で、施設を使うべきではないのかなというふうに1点思います。

それからもう1点は、新たな施設が、管理する、しなければならぬ施設がふえるということで、今後、指定管理者、スポーツセンターですから同じ指定管理者になるのかなとは思いますが、このことについて、今後どのようにしていくのか説明をお願いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育局長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長（伊藤和朗君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

今回の設定の中でですね、青少年等の利用に関しては、無料ですね、設定した方がいいのではないかという御質問でございますけれども、このスポーツ施設等、いわゆる利用者負担という視点もございまして。

従来のスポーツセンターの利用におきましても、個人利用、専用利用の際にもですね、団体利用の場合も含めまして、小中学生、あるいは高校生の利用におきましても、料金はいただいているということでございます。

高校、一般に対しましてのですね、小中学生の利用は、低額にはなっているということでございますので、今回もサブアリーナにつきましては、サブアリーナ合わせまして、軽運動室の利用につきましてはですね、小中学生につきましても、利用の負担を実はお願いをしているというところでございます。

それから、指定管理者の関係でございますけれども、このスポーツセンター、旧ですね、水泳プールの方の利用は、いわゆる来年度からという形になります。

指定管理者につきましても、平成21年度で、スポーツセンター等の、指定管理が実は終わりました、新たに、これから来年度に向けまして、指定管理者の公募等を含めまして、手続を踏んでいくということになります。

この現在のスポーツセンター及び新しいサブアリーナ等を含めまして、指定管理者の選定といたしますか、選定手続につきまして、これから進めていくということですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） この場で料金無料という具合にはならないとは思いますが、十分検討する意味合いがあるのではないかとこのように意見を言っておきたいと思っております。

それから、今後指定管理者ということなんですけれども、今までの施設とサブアリーナと別々というか、玄関が二つあるということになります。

そうすると、それを管理する人たちも、別々に必要になってくるわけで、そういう意味からすると、本体とそこを渡り廊下などでつなぐことによって、管理しやすくなる。

指定管理者としては小人数でも管理できるというかな。そういう、経費の節減の仕方があるのかなというふうに思うわけなんですけれども、そういう考えはないのかどうか。

そして、二つの施設を管理することになると、今までから比べると、かなり金額的には指定管理料が高くなるのかなというふうに思いますけれども、その辺のご回答を。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育部長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長（伊藤和朗君） 再質問にお答えをいたします。

まず、一体的な管理をする場合には渡り廊下がいいのではないかとこのようにございますけれども、今回のですね、事業、いわゆる生活対策臨時交付金といいますか、経済対策経費を使って、実施をする予定でございまして、今回のサブアリーナと現在のスポーツセンターと、渡り廊下でつなぐ経費的なことはですね、ちょっと無理だということで、考えてはございません。

また、一体的な指定管理ということでございましてですね、これから、新たに算出を含めましてですね、これから指定管理料等の部分も含めて今後進めていくわけですので、旧屋内プールも一体的にするということですので、その部分につきましては、本指定管理料は増額するものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。なければ、以上で本件の質疑を終わります。討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第9号 富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第8、議案第9号富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

6 番今利一君。

○6 番（今利一君） 1点お伺いしたいというふうに思います。

この件に関しましてはね、昨年において、周辺の子供たち、あるいは夏休みの子供たち等々が、どんなふうな、廃止することによって、生活を送っているか、その辺が大きな問題になったんだろうというふうに考えております。

ある意味、ふらっとの方に行っている子供たちがどれくらいおられるのか、その辺も検討された結果、こういうふうなことになっていくんだろうというふうな感じはしますけれども、その辺を詳しく御説明願いたいというふうに思っております。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育部長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長（伊藤和朗君） 今議員の御質問にお答えをいたします。

若葉プールの関係につきましては、地域の方々、地域のPTA、さらにはですね、学校等々含めまして協議をして参りまして、平成20年度からの廃止ということで、現在に至っているところでございます。

御質問のですね具体的なこの地域の子供たちがふらっとに通っているという状況の具体的な数字というものは、現在は承知はしてございませんけれども、今回につきまして、この若葉プールの閉鎖につきましては、平成20年度からの廃止を踏まえましてですね、今回、施設のですね、廃止提案を、廃止の部分提案をさせていただいたということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

○7番（横山久仁雄君） いま、今議員の方から質問されたのはですね、これは昨年段階で、ここの廃止という問題が、出ましてね、結局、いろんな事情があって、事情というか、PTA含めてですね、学校も含めて、いろんな意見がある中で、それでは1年間何とかその、使えるようにしましょうと。

そして防水やなんかもしながらですね、使ってきた経緯があるわけですね。

そこら辺のときの、いろんな議論の中で、子供たちが向こう、ふらっとの方で使ったときに料金がどうかですね、あるいはその、自由に使えるのかとか、いろんな意見があったと思うんです。

そこら辺のところは、どのように整理をされたのかということをお聞きしておきたいのです。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

○教育委員会教育長（宇佐見正光君） 横山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、これは、本当に子供たちがですね、水泳の普及、発達、発展、心身の健全含めてですね、若葉屋外水泳プールを活用していただきまして、そんな中で、老朽化ということが一点ございました。

それとあわせてですね、中心街活性化センターに施設ができたということ踏まえてですね、地域の方々と御議論をさせていただき、また、PTAの方々、学校とも話し合いをさせていただきました。

その中で、一つには、移行する中で、子供たちが円滑な形の中で、向こうに行ってもらおうという形の中で、PTAの中で、それぞれ、扇山小学校、富良野小学校、東小学校含めてですね、PTA、学校含めて、地域の方も入ってですね、ひとつの検討協議会みたいなものを立ち上げさせていただきました。

その中で、もう毎回のように御議論をさせていただいて、どういう方向が1番望ましいかという中に立ってですね、まず一つには、子供たちにもアンケート調査をさせていただきました。

そのうち8割の子供たちが、ふらっとの方に行きたいという希望もございました。

でも、今すぐということではなくてですね、PTAの方々中心になって一年間、あそこを塗装していただいたりして、その場所を使わせていただいて、その中でですね、私ども十分話し合いをしてまいりました。

そこで、その検討委員会から正式に協議会を立ち上げて、そして移行してきたという経過がございまして、今も継続をしておりますけれども、円滑な中で、子供たちも中心街活性化センターで利用していただいて、そして今、

その中で体力の向上含めてですね、進めさせていただいておりますし、またあわせて、夏休み等、あるいは冬休み等含めてですね、ふらっと側の方でも、いろいろ子供たちの催し物をしていただく。

そして今、本当に子供たちにですね、スムーズな形の中で、利用促進を図っていただいていると。

そういう中で、今回、屋外関係の設置については廃止をしていく。

そして今年、当初予算ですね、ここの施設の解体ということで予算も議決をいただいておりますので、今回そういうことで含めて、屋内プール関係もあわせて、条例改正をさせていただきましますので、合わせて今回廃止ということで提案をさせていただいてるところでございますので、ひとつ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第10号 富良野市学童保育センター設置 条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第9、議案第10号富良野市学童保育センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第11号 富良野市営住宅条例の一部改正 について

○議長（北猛俊君） 日程第 10、議案第 11 号富良野市
営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終
わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11

議案第 12 号 富良野市公共下水道に関する条
例の一部改正について

議案第 13 号 富良野市水道事業給水条例の一
部改正について

議案第 14 号 富良野市簡易水道事業給水条例
の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第 11、議案第 12 号富良野市
公共下水道に関する条例の一部改正について、及び関連
する、議案第 13 号富良野市水道事業給水条例の一部改正
について、議案第 14 号富良野市簡易水道事業給水条例の
一部改正について、以上 3 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件 3 件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、
精査を要しますので、委員 7 名による上下水道条例等審
査特別委員会を設置し、これに付託、閉会中継続審査と
いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員につきまして
は、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、本職より御
指名を申し上げます。

佐々木優君。大栗民江君。岡本俊君。宍戸義美君。天
日公子君。岡野孝則君。東海林剛君。

以上 7 名の諸君であります。

ただいま指名申し上げました、7 名の諸君を選任する
ことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり、7 名の諸君が上下
水道条例等審査特別委員会委員に選任されました。

ここで、特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 09 分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

休憩中、上下水道条例等審査特別委員会が開催され、
正副委員長の互選の結果、委員長に宍戸義美君、副委員
長に岡本俊君、以上、決定の報告がございました。

日程第 12

議案第 16 号 北海道市町村職員退職手当組合
規約の変更について

○議長（北猛俊君） 日程第 12、議案第 16 号北海道市
町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といた
します。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終
わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13

意見案第 1 号 道路の整備に関する意見書

○議長（北猛俊君） 日程第 13、意見案第 1 号道路の整
備に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

6 番今利一君。

○6 番（今利一君） -登壇-

意見案第 1 号道路の整備に関する意見書は、富良野市
議会会議規則第 13 条の規定により、佐々木優議員ほか 5
名の賛同を得まして、提出するものであります。

北海道は、全国 22 パーセントを占める広大な面積に
180 の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の
移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、
道路は道民生活と経済、社会活動を支える最も重要な社
会基盤であります。

また、冬期の厳しい気象条件に加えて、多発する交通
事故、自然災害時の交通障害や、更新時期を迎え老朽化

する道路施設など、道路を取り巻く課題は多くあります。

以上のことから、高規格道路から住民に密着した市町村に至る道路網の計画的、体系的整備はぜひとも必要であり、特に、いまだに整備されていない状況にあり、全国に比べ大きく立ち遅れている高規格道路ネットワークの早期形成は、圏域間の交流、連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった、安全で安心な生活を確保する上で不可欠であります。

こうした中、地方財政は全国的な景気後退とともに税収が大きく落ち込むなど、極めて厳しく、道路特定財源が一般財源化された現在、今後の道路整備は、国、地方など、適正な役割分担のもと必要な予算を確保するとともに、従来を超えるスピードをもって推進することが重要である。

以下、5点について提出するものであります。

よろしく御賛同の上、お願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の議事を続行いたします。

お諮りいたします。

道路の整備に関する意見書に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 14

意見案第 2 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

○議長（北猛俊君） 日程第 14、意見案第 2 号現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） 意見案第 2 号現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書につきましては、天日公子議員ほか 4 名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、これまでも増して大きくなっております。

なかでも、保育・学童保育・子育て支援施策の整備・充実に對する国民の期待が高まっています。

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願が、2006 年以来、毎年、衆参両院において全会派一致で採択されていることは、こうした国民の声の反映にほかなりません。

しかしこの間、社会保障審議会少子化対策特別部会や地方分権改革推進委員会、規制改革会議などで行われている保育制度改革論議は、直接契約、直接補助方式の導入や最低基準の廃止、引き下げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容と逆行するものであります。

こうした改革がすすめば、子どもの福祉よりも経済効果が優先され、過度の競争が強まるざるを得ず、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになります。

すべての子供たちの健やかな育ちを保障するためには、請願の趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国、自治体の責任で保育・学童保育、子育て支援施策を大幅に拡充する必要があります。

よって政府において、下記 5 項目について具体化を図られるよう強く求めます。

一つ、児童福祉法第 24 条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと。

二つ目、保育所最低基準を堅持しつつ、将来に向け、抜本的に改革をすること。

三つ目、待機児解消のための特別な予算措置を行うこと。

四つ目、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。

五つ目、子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のため、環境整備をすすめること。

以上地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

賛同いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

よって、申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び都市事例調査を許可することに決しました。

閉 会 宣 告

○議長(北猛俊君) 以上で本日の日程は終わり、本定例会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第3回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

日程第15

閉会中の所管事務調査について

閉会中の都市事例調査について

○議長(北猛俊君) 日程第15、閉会中の所管事務調査及び都市事例調査についてを一括議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長日向稔君。

○庶務課長(日向稔君) 総務文教委員会の所管事務調査及び、総務文教委員会、保健福祉委員会、議会運営委員会、各委員長からの都市事例調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

総務文教委員会、調査番号、調査第4号、調査件名、移住定住対策について。

次に、都市事例調査の申し出を朗読いたします。

都市事例調査申出書。

本委員会は閉会中、下記により都市事例調査を要するものと決定したので申し出ます。

総務文教委員会、調査件名、移住定住対策について。調査地、伊達市。調査件名、生涯学習について。調査地、函館市。予定月日、11月上旬。

保健福祉委員会、調査件名、児童福祉について。調査地、釧路市、中標津町。予定月日、10月中旬。

議会運営委員会、調査件名、議会運営について。調査地、埼玉県鶴ヶ島市、神奈川県大磯町。予定月日、11月中旬。

以上です。

○議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の所管事務調査及び都市事例調査について決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 9 月 18 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 横 山 久 仁 雄

署名議員 宍 戸 義 美